

# 【付録】

# 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会報告

平成29年7月28日

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生 様

埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会委員長

安原 輝彦

## 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）

本検討委員会では、平成29年6月9日から標記のことについて検討してまいりましたが、下記のような結論を得ましたので報告いたします。

### 記

本県の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）における教育課程編成要領については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法に定める教育の目的と理念及び学校教育法に定める義務教育等の目標や学校の目的に沿い、平成29年3月31日に文部科学省が告示した教育課程の基準等に基づき、学校、幼児児童生徒及び地域の実態等に応じた教育課程が編成できるよう改訂することが重要である。

このため、本検討委員会は、次に示す1の「本県における学校教育の現状と課題」を踏まえ、2の「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について」に示す方向で進めることが望ましいと考えた。

#### 1 本県における学校教育の現状と課題

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す営みである。また、教育には、近年顕著となってきた情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を発揮し幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。

このことから、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことは極めて重要であり、新しい幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領（以下「学習指導要領等」という。）が実施される上で、この普遍的な理念を継承し、一層の推進を図ることが肝要である。

本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱（平成27年12月策定）」、「埼玉県5か年計画（平成29年度から平成33年度まで）」、「第2期 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成26年度から平成30年度まで）」において、学校・家庭・

地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

具体的には、幼児教育の充実を図るため、「子育ての目安『3つのめばえ』」の取組を推進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を推進している。また、「埼玉県学力・学習状況調査」の活用や「埼玉の子ども70万人体験活動」などの取組を実施し、家庭や地域社会との連携に努めながら、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成を目指す学校教育を推進している。

平成20年度に改訂した幼稚園、小・中学校教育課程編成要領は、様々な教育課程編成事例等を示し、これまでも、各学校の特色ある教育課程の編成の支えとなってきた。

一方、昨年12月の中央教育審議会答申「『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題」について、現行の学習指導要領では、「指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新しい学習指導要領等の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、冒頭述べた社会の変化とともに、人間関係や学力、体力、特別な支援を必要とする子供への対応などにおける諸課題について解決に向けた取組が必要となる中、ベテラン教員の大量退職とともに、若手教員の増加に伴って、これまで長年にわたり蓄積されてきた教育実践等の継承を図ることが大切である。

## 2 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について

### (1) 基本方針について

本県における学校教育の現状と課題からも、新しい学習指導要領等の趣旨等を分かりやすく伝える必要がある。また、教育課程編成要領の改訂は、これらの課題解決を図る好機と捉え、全ての教員が、教育課程編成要領を手にしたときに、今後の教育の方向性や教育課程編成の手順等を容易に理解できるよう工夫することが重要である。

そこで、本改訂においては「第一部（概要）」と「第二部（資料）」の二部構成とし、「概要」は、新しい学習指導要領等の趣旨等について全ての教員が理解できるよう重点化しつつ、後述する「資料」の内容を端的に分かり易くまとめたものとする必要がある。また、「資料」は、現行教育課程編成要領にある内容を、新しい学習指導要領等及び子供の現状に照らして見直しを図った内容とすることが必要である。

### (2) 第一部（概要）で押さえる事項

#### ア 2030年の社会と目指すべき人材

冒頭述べた社会の変化は加速度的に進展してきている。中でも、進化した人工知能が様々な判断を行うなど社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。

こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合って関わり合い、その過

程を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

また、新しい教育課程編成要領は、2030年の社会の在り方を見据えながら、子供たちが活躍することができる将来像を考えたものとしていくことも重要である。

このことに鑑み、よりよい学校教育をとおして、よりよい社会をつかっていく子供たちに、こんな大人になってもらいたいといった理想とする姿を描く必要がある。

## イ 埼玉教育の現状と課題

今後の埼玉教育を見通すに当たっては、これまで本県が取り組んできた教育行政施策などに対して、子供たちがどう変容したのか、また、どんな課題があるのかなどをきちんと整理しておく必要がある。

## ウ 学習指導要領等改訂のポイント

新しい学習指導要領等では、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」、「何を学ぶか」、「カリキュラム・マネジメント」、「社会に開かれた教育課程」などのキーワードが挙げられている。これらのキーワードを踏まえ、今後の埼玉教育の展望にも触れながらポイントを示す必要がある。

その中で、全ての教員が新しい学習指導要領等の趣旨等について理解を深めるため、「新」と「現行」の学習指導要領等において、何が変わったのか、継続していくものは何かを明確に示す。

小・中学校において、「埼玉県学力・学習状況調査」は、一人一人の子供の学力の伸びを示すものであり、「何ができるようになるか」を改訂の趣旨等とした新しい学習指導要領等に合致するものである。当該調査や授業改善の視点を整理した「主体的・対話的で深い学びの実現6則」など本県が進めてきた取組を教育課程の編成においてもしっかりと関連づける。

さらに、特別な支援を必要とするなど課題のある子供への対応の必要性が増していることを踏まえ、一人一人の状況や発達の段階に応じて、力を伸ばしていくことができるよう、校（園）内の指導体制等についても示す。

これらを端的にまとめ、示すとともに、詳細な内容については、「第二部（資料）」で示す必要がある。

## エ 指導計画の作成

各教科等の指導計画を作成するに当たり、「学習指導要領等改訂の趣旨や要点」及び「指導計画作成のポイント」等を押さえることが重要である。

これらを端的にまとめ、示すとともに、詳細な内容については、「第二部（資料）」で示す必要がある。

### (3) 第二部（資料）で押さえる事項

#### ア 幼稚園等

幼児期の終わりまでに育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼稚園等での生活の全体を通して、幼稚園等の教育におけるねらいが総合的に達成されるよう、教育課程の編成や指導計画の作成を行う必要がある。

その資料として、「幼稚園教育要領の改訂を踏まえた編成例」及び「長期・短期の指導計画の例」等を具体的に示す必要がある。

#### イ 小・中学校

##### (ア) 総則編

総則編では、教育課程の編成、実施についての大枠を示す。「編成の基本的な考え方」、「編成の一般的な手順」、「編成に当たっての留意すべき事項」及び「編成の特例」は、小・中学校の教育課程を編成するに当たっての重要な視点であることを押さえる必要がある。

また、学習指導要領改訂の基本方針である「改訂の基本的な考え方」、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」、「カリキュラム・マネジメントの推進」、「教育内容の主な改善事項」等について、教育課程を編成する際の考え方及び進め方を明確に示す必要がある。また、教育課程については、常に評価、改善を行う必要がある。

こうした考え方を示した上で、各学校の創意工夫の下、教育課程編成のための参考となる資料として、「授業時数や日課表等の作成例」及び「教育課程編成の事例」等を具体的に示す必要がある。

##### (イ) 各教科等編

各教科等編では、総則編の「学習指導要領改訂の基本方針」を踏まえ、指導計画の作成、実施について示す。「指導計画作成の基本的な考え方」、「指導計画作成の一般的な手順」及び「指導計画作成に当たっての留意すべき事項」は、各教科等の指導計画を作成するに当たっての重要な視点であることを押さえる必要がある。

また、指導計画作成のための資料として、教科等の特性を生かしつつ、「年間指導計画例」等を可能な限り具体的に示す必要がある。

# 教育課程編成に関する主な関係法令

## 【教育基本法】（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

### 第一章 教育の目的及び理念

#### （教育の目的）

#### 第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

#### 第二条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### （幼児期の教育）

#### 第十一条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

#### （学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

#### 第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

# 【学校教育法】（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正：平成二十九年五月三十一日法律第四十一号

## 第一章 総 則

### 第一条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

## 第三章 幼稚園

### 第二十二條

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

### 第二十三條

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

### 第二十四條

幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

### 第二十五條

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

**【学校教育法施行令】**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

最終改正：平成二十九年九月一三日政令第二百三十八号

（学期及び休業日）

**第二十九条**

公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期及並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**【学校教育法施行規則】**（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

最終改正：平成二十九年九月十三日文部科学省令第三十六号

**第三章 幼稚園**

**第三十七条**

幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

**第三十八条**

幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

**第三十九条〔準用規定〕**

第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条まで（第六十五条の二及び第六十五条の三を除く）の規定は、幼稚園に準用する。

（第四十八条、第四十九条 略）

**第五十四条**

児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

**第五十九条**

小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

**第六十条**

授業終始の時刻は、校長が定める。

**第六十一条**

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設



置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める日

#### 第六十二条

私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

#### 第六十三条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

（第六十四条 第六十五条 第六十五条の二 第六十五条の三 略）

#### 第六十六条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

#### 第六十七条

小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

#### 第六十八条

小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

### 【幼稚園設置基準】（昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十二号）

最終改正：平成二十六年七月三十一日文部科学省令第二十三号

（一学級の幼児数）

#### 第三条

一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

#### 第四条

学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

**【学校保健安全法】**（昭和三十二年四月十日法律第五十六号）

最終改正：平成二十七年六月二十四日法律第四十六号

（児童生徒等の健康診断）

第十三条

学校においては、毎学年定期に、児童、生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

（臨時休業）

第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

**【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】**（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

最終改正：平成二十九年五月十七日法律第二十九号

（教育委員会の職務権限）

第二十一条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

（二～四、略）

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

（六～十略）

十一 学校給食に関すること。

（十二～十八略）

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（学校等の管理）

第三十三条

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

## 参考資料

幼稚園教育要領	文部科学省	平成29年3月31日
幼稚園教育要領解説	文部科学省	平成30年3月
幼稚園教育指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」	文部科学省	平成25年7月改訂
幼稚園教育指導資料第3集「幼児理解と評価」	文部科学省	平成22年7月改訂
幼稚園教育指導資料第5集「指導と評価に生かす記録」	文部科学省	平成25年7月改訂
埼玉県幼稚園教育課程編成要領	埼玉県教育委員会	平成21年2月27日
幼稚園における学校評価ガイドライン	文部科学省	平成23年11月15日改訂

# 埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂協力委員・オブザーバー名簿

**委員** (◎は部会長、○は副部会長。委員は五十音順)

◎大澤 百代	皆野町教育委員会主査
○小澤 尚久	谷塚おざわ幼稚園理事長・園長
石川三佳子	加須市教育委員会指導主事
井ノ上 實	ルネサンス呑竜幼稚園理事長・園長
織原由美子	妙巖寺幼稚園園長
金子かおり	狭山市立入間川幼稚園主査
小谷 宜路	埼玉大学教育学部附属幼稚園教諭
笹木 祐子	滑川町立滑川幼稚園園長
佐藤 緑郎	大宮みどりが丘幼稚園理事長・園長
瀧澤 真純	深谷市教育委員会指導主事
谷畑 工	新所沢こひつじ幼稚園理事長・園長
田部井みゆき	加須市立加須幼稚園副園長
筒井佐知子	川口市立舟戸幼稚園教諭
野口 好子	幸手市立吉田幼稚園主査
野中 仁一	三尻こども園理事長・園長
山本 三環	埼玉県立総合教育センター指導主事

**オブザーバー**

寺園さおり	埼玉大学教育学部准教授
-------	-------------

なお、埼玉県教育局においては、次の者が本書の作成に当たった。

橋本 強	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課課長
岡 裕子	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課主幹
高野 桂子	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課指導主事
清水 愛子	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課指導主事

## 埼玉県幼稚園教育課程編成要領

---

平成30年3月 発行

発 行 者 埼玉県教育委員会

印 刷 者 関東図書株式会社

〒336-0021

所在地 さいたま市南区別所3-1-10

電 話 (048) 862-2901

F A X (048) 862-2583

---